

保育料（利用者負担金）について

ひとり親世帯や障がいのある方がいる世帯の場合

母子家庭・父子家庭などのひとり親家庭の世帯や、障がいのある方（児童）がいる世帯のうち、徴収金額表で第3階層から第4-2階層（所得割額が77,101円未満に限る）までの階層に認定された場合は、次の表による保育料を適用します。

階層区分		徴収金額（月額）（円）			
		0歳児		1・2歳児	
		標準時間 保育	短時間 保育	標準時間 保育	短時間 保育
第3-1階層 （要保護）	均等割のみ課税世帯	6,000	5,900	4,500	4,400
第3-2階層 （要保護）	所得割額 48,600円未満	7,000	6,900	5,500	5,400
第4-1階層 （要保護）	48,600円以上 65,000円未満	8,000	7,800	6,500	6,300
第4-2階層 （要保護）	65,000円以上 77,101円未満	9,000	8,800	7,500	7,300

多子世帯の保育料軽減内容

- ・児童手当第3子カウントの算定対象となる2歳以下の子を3人以上扶養している場合、第3子以降の保育料は無料となります。
- ・児童手当第3子カウントの算定対象となる2歳以下の子を2人扶養している場合、第2子の保育料は徴収金額(月額)欄の下段の（ ）内の額となります。

月途中の入退所の場合 月途中の入所や退所の場合、保育料は下記算式での日割り計算となります。

$$\boxed{\text{日割計算式}} = \boxed{\text{月額保育料}} \times \boxed{\text{通所日数}} (\text{通所日数が25日を超える場合は25日}) \div \boxed{25\text{日}}$$

保育料（利用者負担金）に関するお願い

- ① 保育料は、父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る）の合計市町村民税額等及びお子様の年齢により算定します
- ② 4月～8月分の保育料は、前年度分の市町村民税にて算定し、9月～3月分の保育料は、当年度の市町村民税にて算定します。年度中に市町村民税額の更正等があった場合、保育料がさかのぼって変更となる場合があります。
※ 保育料算定では、住宅借入金（取得）特別控除などの税額控除の適用は受けられません。
- ③ 保育所在籍中は、欠席（長期含む）された場合でも保育料は全額納付していただきます。



保育料は保育所を円滑に運営するために納入していただいております。保育料を滞納され、納入指導に従っていただけない場合、金融機関や勤務先への照会后、預貯金・給与の差し押さえを実施することになります。お子様に充実した保育環境を提供できるようご協力をお願いします。